

いばらき

第411号

雇用ニュース

2016年7月



「古河総合公園」(古河市) (観光いばらき「写真ひろば」より)

◇◇ 雇用に関するご相談はハローワークへ! ◇◇

－ おもな内容 －

- ・ 県内の雇用情勢 2
- ・ 平成28年度 大好きいばらき就職面接会(前期)を実施 3
- ・ 介護休業給付金が変わります 4
- ・ 障害者就職面接会を開催します 5
- ・ 障害者の雇用の促進等に関する法律を改正 6~7
- ・ 茨城県雇用関係主要指標 8

茨城労働局職業安定部

ホームページアドレス <http://ibaraki-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp/>

有効求人倍率 1.24倍

「雇用情勢は、一部に厳しさが見られるものの、改善が進んでいます」

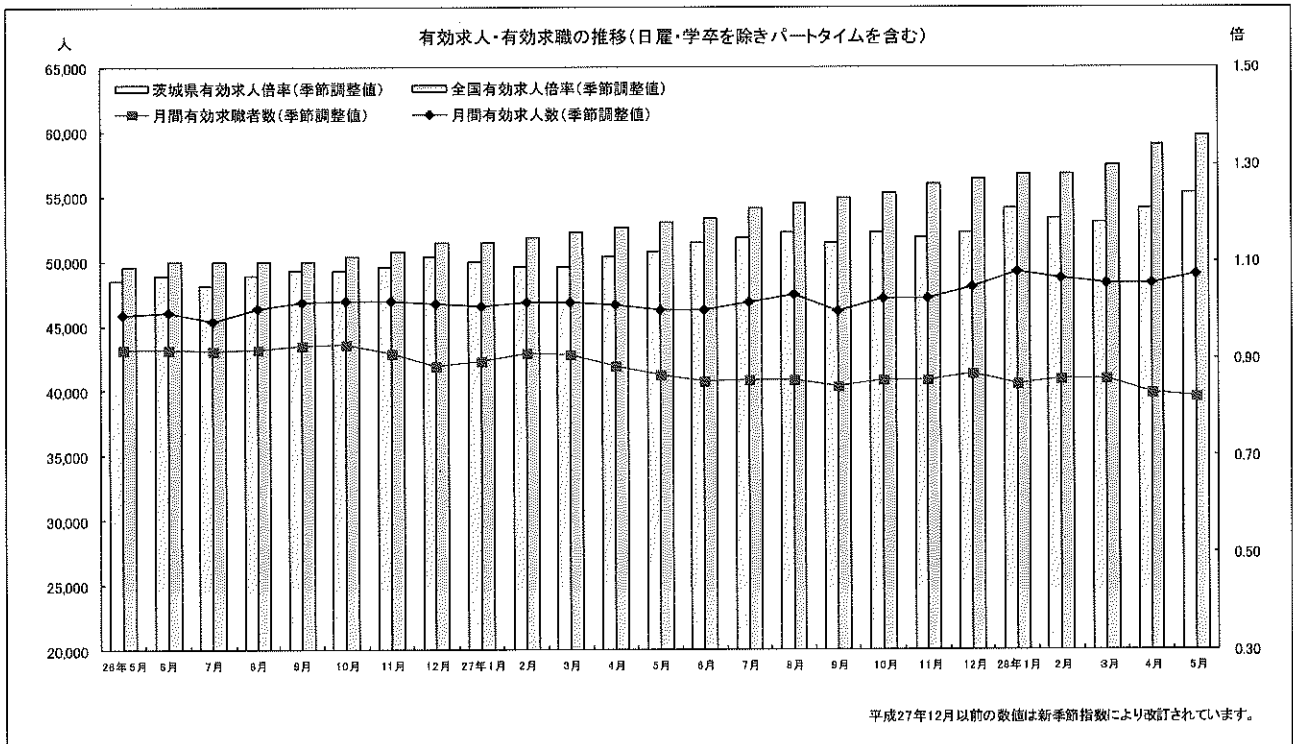
1 概況

5月の雇用失業情勢をみると、新規求人数は16,502人で、前年同月と比較して9.3%増と3か月連続で増加しました。雇用形態別では、パートタイムを除く常用の求人は前年同月比7.0%の増加、常用的パートタイムの求人は、同6.2%の増加となりました。新規求職申込件数は10,464件で前年同月比0.4%の減少となり、雇用形態別でみるとパートタイムを除く常用は同0.6%の増加、常用的パートタイムは同2.9%の減少となりました。また、パートを含む常用求職者の若年求職者（34歳以下）は同7.9%の減少となり、高年齢求職者（60歳以上）は同3.1%の減少となりました。

有効求人数（原数値）は、46,895人で前年同月比は7.4%増加と7か月連続で増加しました。

一方、有効求職者数（原数値）は42,654人で同3.1%減と、34か月連続の減少となりました。

また、求職者1人当たりの求人数を示す有効求人倍率は1.24倍（季節調整値）で、前月を0.03ポイント上回りました。なお、原数値は1.10倍と前年同月を0.11ポイント上回りました。



2 新規求人の動き

新規求人数は16,502人となり、前年同月比で9.3%増と3か月連続で増加しました。

産業別にみると、「情報通信業」（前年同月比56.7%増）、「宿泊業、飲食サービス業」（同41.1%増）「製造業」（同21.9%増）などで増加となりましたが、「生活関連サービス業、娯楽業」（前年同月比38.4%減）、「学術研究、専門・技術サービス業」（同15.4%減）などが減少となりました。

規模別でみると、1,000人以上（前年同月比71.4%増）、500～999人（同18.8%減）、300～499人（同11.3%減）100～299人（同15.9%増）30～99人（同14.1%増）、29人以下（同7.6%増）となりました。

雇用形態別では、一般常用は前年同月比7.0%の増加となり、常用的パートタイムは同6.2%の増加となりました。

4 失業の動き

失業の動きを雇用保険業務でみると、受給資格決定件数は2,929件で、前年同月と比較し5.7%減少となり2か月連続で減少しました。また、新規求職申込件数に占める割合は28.0%で、前年同月（29.6%）を、1.6ポイント下回りました。

雇用保険受給者実人員は8,519人と、前年同月比で1.4%減と32か月連続の減少となりました。雇用保険被保険者資格喪失者のうち事業主都合離職者は492人で、資格喪失者の割合では5.0%（前年同月4.5%）となり、事業主都合離職者数では前年同月比13.9%増となりました。

3 新規求職の動き

新規求職申込件数は10,464件となり、前年同月比で0.4%減と5か月連続で減少しました。

雇用形態別の割合では、一般求職者は65.5%（前年同月64.7%）と0.8ポイント上回り、数では前年同月比で0.6%の増加となりました。

一方、パートタイム求職者は、割合で34.5%（前年同月35.3%）と0.8ポイント下回り、数では前年同月比で2.9%の減少となりました。

また、パートタイムを含む常用求職者で見ると、新規求職申込件数10,368人のうち34歳以下の若年者の占める割合は34.1%で3,534人、同じく、パートタイムを含む常用求職者のうち、60歳以上の高齢者の占める割合は18.0%で1,870人となりました。

平成28年度 大好きいばらき就職面接会 (前期) を開催しました

茨城労働局は、茨城県やNPO法人雇用人材協会、水戸市、土浦市と6月13日(水戸会場)6月20日(土浦会場)において、「大好きいばらき就職面接会」を実施しました。

平成29年3月大学院、大学、短大、専修学校等卒業見込みの就職希望者や既卒未就職者が対象で、県内2会場全体の参加状況は、参加企業数がのべ152社、参加生徒数がのべ241人となりました。

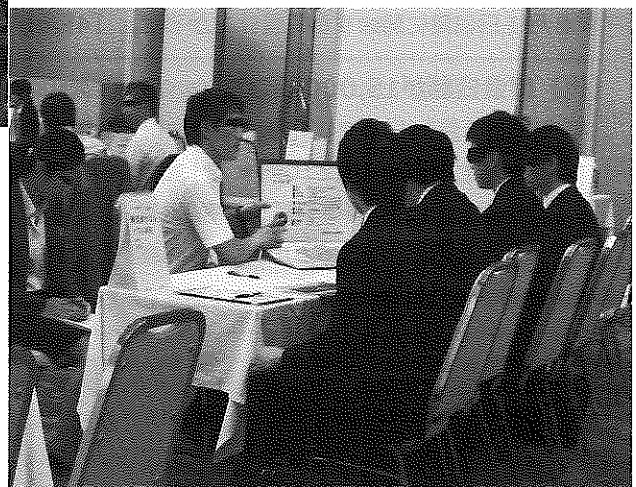
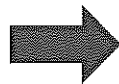


水戸会場

参加企業数 88 社
参加学生数 144 人

土浦会場

参加企業数 64 社
参加学生数 97 人



平成28年8月1日以降に開始する介護休業から 介護休業給付金の 「支給率」や「賃金日額の上限度」が変わります

支給率

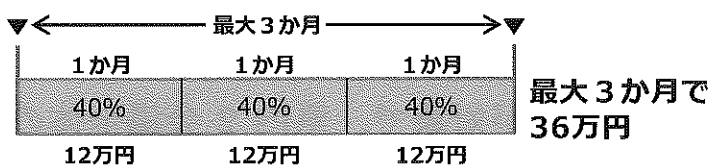
介護休業給付金の支給額は、これまで休業開始時の賃金の40%でしたが、平成28年8月1日以降に開始する介護休業*からは、67%の支給となります。

※平成28年7月31日までに開始した介護休業は、これまでどおり40%を支給。
なお、平成28年8月1日以降に再度開始する介護休業は、67%の支給。

<支給額の比較> 【例】休業開始時賃金日額1万円の方が3か月（1か月を30日とした場合）介護休業を取得した場合の総支給額

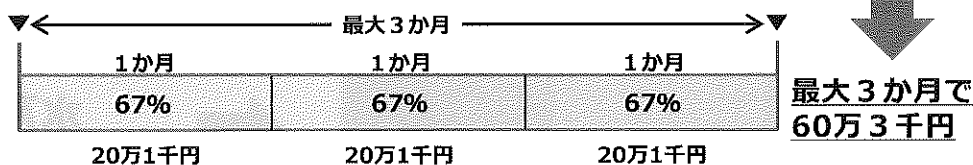
【これまで】介護休業給付金の月額 = 休業開始時の賃金日額 × 支給日数(30日) × 40%

平成28年7月31日
までに介護休業を
開始した場合



【変更後】介護休業給付金の月額 = 休業開始時の賃金日額 × 支給日数(30日) × 67%

平成28年8月1日
以降に介護休業を
開始した場合



賃金日額の上限度

介護休業給付金の算定基準となる賃金日額の上限度が、平成28年8月1日以降に開始する介護休業*から、引き上げられます。

※平成28年7月31日までに開始した介護休業は、これまでどおりの上限度。

介護休業給付金の算定基準となる賃金日額の上限度は、雇用保険の賃金日額の上限度（一定の年齢ごとに区分）をもとに決められています。これまでは「30歳から44歳までの賃金日額の上限度」を適用していましたが、平成28年8月1日以降に開始する介護休業からは、「45歳から59歳までの賃金日額の上限度」を適用します。

【例】賃金日額が15,000円の方（※介護休業開始時の年齢を問わず、以下の年齢区分を適用します）

平成28年7月31日までに介護休業を取得した場合

→ 上限度 = 14,210円 * (「30歳から44歳までの賃金日額の上限度」を適用) = 賃金日額は、**14,210円**

平成28年8月1日以降に介護休業を開始した場合

→ 上限度 = 15,620円 * (「45歳から59歳までの賃金日額の上限度」を適用) = 賃金日額は、**15,000円**

*平成28年7月31日までの賃金日額の上限度であり、平成28年8月1日以降、各年齢区分の賃金日額の上限度は変更されます。

【注意点】平成28年8月1日以降に介護休業を開始した方は、支給の対象期間中に賃金の支払がある場合、支払われたその賃金の額が「休業開始時の賃金日額に支給日数をかけた額」に対し、13%（平成28年7月31日までに介護休業を開始した方は40%）を超えるときは支給額が減額され、80%以上のときは給付金は支給されません。

※介護休業給付金支給申請書には、マイナンバーの記載が必要です。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL280617保01

障害者の方を対象とした 就職面接会を開催いたします！

障害のある人もない人も同じように社会の一員として社会活動に参加し、自立して生活することのできる社会を目指す「ノーマライゼーション」（完全参加と平等）に沿った社会を実現するため、今年度におきましても、県内13カ所のハローワーク（公共職業安定所）を中心に、下記の5会場にて「障害者就職面接会（前期）」を開催いたします。

記

地区別	開催日時	開催場所	関係ハローワーク
県西地区	9月21日（水） 13:00～15:30 （受付12:30～）	筑西会場 結城市民情報センター （結城市国府町1-1-1）	筑西 下妻 古河 常総
県北地区	9月28日（水） 13:00～15:30 （受付12:30～）	日立会場 高萩市総合福祉センター （高萩市春日町3-10）	日立 高萩
鹿行地区	9月27日（火） 13:00～15:30 （受付12:30～）	鹿嶋会場 鹿島セントラルホテル （神栖市大野原4-7-11）	常陸鹿嶋
県央地区	9月29日（木） 13:00～15:30 （受付12:30～）	水戸会場 ホテルレイクビュー水戸 （水戸市宮町1-6-1）	水戸 笠間 常陸大宮
県南地区	9月26日（月） 13:00～15:30 （受付12:30～）	土浦会場 ホテルグランド東雲 （つくば市小野崎488-1）	土浦 常総 石岡 龍ヶ崎

お問い合わせについては、最寄りのハローワーク又は
茨城労働局職業安定部職業対策課（TEL029-224-6219）まで

すべての事業主の皆さま

雇用の分野で障害者に対する差別が禁止され、合理的配慮の提供が義務となりました。

「障害者の雇用の促進等に関する法律」を改正（平成28年4月1日施行）

Point 1

雇用の分野での障害者差別を禁止

募集・採用、賃金、配置、昇進などの雇用に関するあらゆる局面で、障害者であることを理由とする差別が禁止されています。

<募集・採用時>

- ◆単に「障害者だから」という理由で、求人への応募を認めないこと
- ◆業務遂行上必要でない条件を付けて、障害者を排除すること

<採用後>

- ◆労働能力などを適正に評価することなく、単に「障害者だから」という理由で、異なる取扱いをすること

など

<禁止される差別に該当しない場合>

- ◇積極的な差別是正措置として、障害者を有利に取り扱うこと
例：障害者のみを対象とする求人（いわゆる障害者専用求人）
- ◇合理的配慮を提供し、労働能力などを適正に評価した結果として障害者でない人と異なる取扱いをすること
例：障害者でない労働者の能力が障害者である労働者に比べて優れている場合に、評価が優れている障害者でない労働者を昇進させること
- ◇合理的配慮に応じた措置をとること
（その結果として、障害者でない人と異なる取扱いとなること）
例：研修内容を理解できるよう、合理的配慮として障害者のみ独自メニューの研修をすること
など

（裏面へ）



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL280524雇障01

Point 2

合理的配慮の提供義務

事業主は、合理的配慮として、例えば以下の措置を提供していただく必要があります。

<募集・採用時>

- ◆視覚障害がある方に対し、点字や音声などで採用試験を行うこと
- ◆聴覚・言語障害がある方に対し、筆談などで面接を行うこと

<採用後>

- ◆肢体不自由がある方に対し、机の高さを調節することなど作業を可能にする工夫を行うこと
- ◆知的障害がある方に対し、図などを活用した業務マニュアルを作成したり、業務指示は内容を明確にしてひとつずつ行なったりするなど作業手順を分かりやすく示すこと
- ◆精神障害がある方などに対し、出退勤時刻・休暇・休憩に関し、通院・体調に配慮すること

など

事業主には、これらの措置を、過重な負担にならない範囲で提供していただきます。

合理的配慮は障害者一人一人の状態や職場の状況などに応じて求められるものが異なり、多様かつ、個別性が高いものです。

したがって、具体的にどのような措置をとるかについては、**障害者と事業主とよく話し合った上で決めていただく必要があります。**

合理的配慮は個々の事情がある障害者と事業主との**相互理解**の中で提供されるべきものです。

Point 3

相談体制の整備・苦情処理 紛争解決の援助

事業主は、相談窓口の設置など、障害者からの相談に適切に対応するために必要な体制の整備が求められます。また、事業主は、障害者からの苦情を自主的に解決することが努力義務とされています。

自主的解決が図れない場合は、都道府県労働局長が当事者からの求めに応じ、必要な助言、指導または勧告を事業主又は障害者に対して行うとともに、必要と認めるときは第三者による調停を行わせます。

ご不明な点は、お近くの都道府県労働局・ハローワークにお問い合わせください。

詳細については、厚生労働省ホームページ「障害者雇用対策」に関係資料を掲載中です。

URL: http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/shougaisakoyou/shougaisa_h25/index.html

障害者雇用対策

検索

茨城県雇用関係主要指標

項目 年・月	新規求人数			新規求職申込件数			月間有効(月平均)		就職件数 全数	雇用保険 受給者 実人員 (基本手当分)
	全数	うち 2次産業	うち 3次産業	全数	うち 若年者	うち 高年齢者	求人全数	求職全数		
25年度月平均	15,150	3,340	11,690	11,479	4,363	1,648	40,562	46,730	3,801	10,591
26年度月平均	17,004	3,552	13,285	11,079	4,048	1,722	46,385	43,022	3,677	8,943
27年度月平均	17,174	3,476	13,550	10,532	3,706	1,743	47,401	40,969	3,474	8,478
27年4月	16,612	3,380	13,047	14,036	4,723	3,081	47,342	45,602	4,480	7,677
5	15,095	2,869	12,088	10,504	3,751	1,753	43,665	44,021	3,540	8,637
6	16,378	3,690	12,539	10,937	3,928	1,732	44,056	43,142	3,713	9,104
7	17,541	3,702	13,681	10,226	3,723	1,614	45,076	41,887	3,525	9,256
8	16,911	3,217	13,554	9,325	3,411	1,344	46,352	40,623	3,021	9,285
9	15,679	3,531	11,998	10,089	3,602	1,530	46,409	40,083	3,355	9,083
10	19,617	4,078	15,367	11,139	3,874	1,822	48,941	41,120	3,429	8,520
11	16,417	3,142	13,111	8,690	3,140	1,350	47,991	39,223	2,944	8,449
12	14,991	2,978	11,896	7,733	2,683	1,231	46,698	36,718	2,752	8,090
28年1月	20,249	4,150	15,951	10,554	3,736	1,663	48,599	37,157	2,785	8,021
2	18,963	3,609	15,234	11,548	3,893	1,868	51,261	39,651	3,377	7,798
3	17,633	3,369	14,129	11,604	4,004	1,927	52,416	42,401	4,768	7,820
28年4月	17,446	3,365	13,977	12,635	4,008	2,903	48,525	43,298	3,666	7,383
5	16,502	3,331	13,019	10,464	3,534	1,870	46,895	42,654	3,477	8,519
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
29年1月										
2										
3										

項目 年・月	求人倍率(季調値)(倍)				前年同月比増減率(%)								全 国 完全失業者	
	新規		有効		新規求人		新規求職		就職件数		受給者実人員		実数 (万人)	失業率 (季調値) %
	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国		
25年度月平均	1.32	1.53	0.87	0.97	5.5	8.4	▲ 4.1	▲ 6.9	▲ 1.6	▲ 2.3	▲ 3.0	▲ 8.6	256	3.9
26年度月平均	1.54	1.69	1.08	1.11	12.2	3.6	▲ 3.5	▲ 5.7	▲ 3.3	▲ 5.3	▲ 15.6	▲ 11.4	233	3.5
27年度月平均	1.62	1.86	1.16	1.23	1.0	3.5	▲ 4.9	▲ 4.8	▲ 5.5	▲ 5.5	▲ 5.2	▲ 7.6	218	3.3
27年4月	1.57	1.77	1.11	1.17	0.1	0.1	▲ 6.6	▲ 7.8	▲ 1.6	▲ 4.8	▲ 3.9	▲ 6.5	234	3.4
5	1.55	1.78	1.12	1.18	▲ 6.3	▲ 4.0	▲ 8.9	▲ 10.8	▲ 9.6	▲ 10.4	▲ 7.6	▲ 12.6	224	3.3
6	1.60	1.79	1.14	1.19	4.6	6.8	1.1	▲ 0.4	▲ 4.5	▲ 2.5	▲ 2.7	▲ 5.8	224	3.4
7	1.65	1.82	1.15	1.21	7.2	4.3	▲ 5.5	▲ 5.9	▲ 2.1	▲ 6.2	▲ 7.1	▲ 8.2	222	3.3
8	1.60	1.84	1.16	1.22	▲ 0.7	4.9	▲ 4.1	▲ 4.0	▲ 0.6	▲ 4.3	▲ 5.1	▲ 5.9	225	3.4
9	1.55	1.83	1.14	1.23	▲ 12.9	0.9	▲ 13.0	▲ 11.7	▲ 12.3	▲ 11.6	▲ 6.7	▲ 7.1	227	3.4
10	1.67	1.01	1.16	1.24	7.5	5.4	▲ 1.2	▲ 4.0	▲ 10.7	▲ 8.2	▲ 8.1	▲ 7.3	208	3.2
11	1.56	1.90	1.15	1.26	2.6	9.3	1.8	0.3	▲ 5.6	▲ 0.5	▲ 2.0	▲ 3.4	209	3.3
12	1.55	1.90	1.16	1.27	1.2	6.2	3.7	▲ 1.7	▲ 4.6	▲ 3.7	▲ 3.5	▲ 6.3	204	3.3
28年1月	1.91	2.07	1.21	1.28	10.4	2.7	▲ 11.7	▲ 11.3	▲ 7.3	▲ 9.3	▲ 4.2	▲ 6.2	211	3.2
2	1.58	1.92	1.19	1.28	▲ 2.6	9.6	▲ 2.3	▲ 1.0	▲ 1.7	▲ 1.1	▲ 5.4	▲ 4.6	213	3.3
3	1.72	1.90	1.18	1.30	1.2	5.2	▲ 6.4	▲ 5.9	▲ 5.0	▲ 0.8	▲ 5.1	▲ 6.0	216	3.2
28年4月	1.87	2.06	1.21	1.34	5.0	3.9	▲ 10.0	▲ 11.0	▲ 18.2	▲ 10.2	▲ 3.8	▲ 8.9	224	3.2
5	1.74	2.09	1.24	1.36	9.3	10.3	▲ 0.4	▲ 1.3	▲ 1.8	▲ 2.3	▲ 1.4	▲ 5.5	216	3.2
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
29年1月														
2														
3														

- (注) 1. 学卒・日雇を除き、パートタイムを含む。
 2. 新規求職申込件数の「うち若年者」とは34歳以下の者、「うち高年齢者」とは60歳以上の者で、パートを含む常用。
 3. ▲印は減少を示す。
 4. 求人倍率と全国完全失業者については月平均。
 なお、9月より一部調査区域を除き全国となっている(平成23年3月から8月までは被災3県を除いたものとなっている。)
 5. 平成27年12月以前の季調値は季節調整値替えにより改訂されている。

* 第410号(2016年6月号)において、上段の表中、当月欄の指標が27年4月となっておりますが、28年4月の誤りです。お詫びして訂正いたします。